

山形市立病院済生館 会計年度任用職員募集案内

山形市立病院済生館管理課（済生館3階）
〒990-8533 山形市七日町一丁目3番26号
電話 023-625-5555 内線 2324

1 募集職種

区分	職種
事務職	事務補助、事務補助（障がい者）
事務系専門職	診療情報管理士、社会福祉士
医療技術職	看護師、歯科衛生士、薬剤師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護補助、医療補助（リハビリテーション室、薬局）

2 応募資格

応募申込時点（令和7年4月1日までに取得見込含む）で、応募職種（事務補助及び看護補助、医療補助を除く）の免許・資格等を有すること。

ただし、次のいずれかに該当する方は応募できません。

- (1) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- (2) 山形市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方
- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

3 選考方法

書類及び面接による選考を実施します。

- (1) 書類選考 随時、書類選考結果を通知します。書類選考合格者には面接日等についてお知らせします。
- (2) 面接 随時、面接を受けた方に採用の可否を通知します。

4 応募方法

次の提出書類を完備して山形市立病院済生館管理課に持参又は郵送により提出してください。なお、郵送で申し込む場合は、封筒の表に「会計年度任用職員応募<〇〇〇（職種を記入）>」と朱書きしてください。

- (1) 履歴書（顔写真の貼付があるもの）
- (2) 応募職種の免許・資格証等の写し

応募職種（事務補助及び看護補助、医療補助を除く）の免許・資格証等の写しを提出してください。

5 給与等

(1) 給料

各人の職歴等により、給料月額が決定されます。同職種での職務経験がある方は加算される場合があります。

職種	週あたりの勤務時間	給料月額	主な業務内容
事務補助	35 時間	167, 187 円～	事務補助業務
事務補助（障がい者）	30 時間	130, 296 円～	事務補助業務
診療情報管理士	38 時間 45 分	209, 800 円～	診療情報管理士業務
社会福祉士	38 時間 45 分	222, 900 円～	社会福祉士業務
看護師	38 時間 45 分	243, 300 円～	看護師業務
看護師（パートタイム）	20 時間～	125, 574 円～	※夜勤専従も募集しております。 ※准看護師の方も業務内容等相談のうえ応募可能ですのでお問い合わせください。
歯科衛生士	38 時間 45 分	206, 700 円～	歯科衛生士業務

薬剤師	38 時間 45 分	247,400 円～	薬剤師業務
薬剤師 (パートタイム)	20 時間	127,690 円～	薬剤師業務
臨床検査技師	38 時間 45 分	223,100 円～	臨床検査技師業務
理学療法士	38 時間 45 分	223,100 円～	理学療法士業務
作業療法士	38 時間 45 分	223,100 円～	作業療法士業務
言語聴覚士	38 時間 45 分	223,100 円～	言語聴覚士業務
看護補助 (パートタイム)	35 時間	179,561 円～	メッセージャー業務、治療処置介 助補助等、看護業務補助
医療補助 (リハビリテーション室) (パートタイム)	14 時間程度	時給 1,169 円	メッセージャー業務、窓口対応 等業務
医療補助 (薬局) (パートタイム)	35 時間	171,883 円	メッセージャー業務、薬剤師業 務等補助

※上記の月額額は、職種ごとの勤務時間で計算したものです。

※看護師 (パートタイム) の勤務時間については、相談に応じます。

※医療補助 (リハビリテーション室) は土・日・祝の勤務です。

(2) 通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

(3) 看護補助については、通常の勤務時間のほか、通常の勤務開始時間より早い又は遅い時間帯での勤務に従事していただく場合があります。なお、勤務時間等については希望を考慮して決定します。

6 勤務条件等

(1) 任用期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日

※再度の任用が行われる場合があります。

(2) 勤務時間

週 38 時間 45 分、週 35 時間、週 20 時間又は週 14 時間程度の勤務となります (原則、週休 2 日制ですが、職種によってはシフト制により不定休の場合があります)。

(3) 服務等

地方公務員法に基づき任用されるため、地方公務員に適用される服務に関する規定 (服務の根本基準、服務の宣誓、法令及び上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、政治的行為の制限、争議行為の禁止、営利企業への従事等の制限 (パートタイム職員には適用なし)) が適用されます。また、懲戒の規定に該当する場合は、法に基づく処分の対象となります。

(4) 休暇

年次有給休暇のほか、忌引休暇等の特別休暇制度があります。

(5) 社会保険等

勤務形態 (フルタイム又はパートタイム) に応じて、地方公務員共済制度又は厚生年金保険、雇用保険に加入します。

(6) 災害補償

勤務形態 (フルタイム又はパートタイム) に応じて、地方公務員災害補償法又は労働者災害補償保険法の適用があります。

(7) 院内保育所

夜勤等に対応可能な院内保育所を設置しています。